## 最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成31年1月30日(水) 最高裁判所小会議室								
		委員	長	秋	山	哲	_	(東海	羊大学理工学部建築学科教授)	
委	員	委	員	秋	山	靖	浩	(早和	<b>町大学大学院法務研究科教授</b> )	
		委	員	金	子	裕	子	(早和	<b>町大学大学院会計研究科教授</b> )	
審議対象期間		平成30年4月1日から平成30年9月30日								
抽出案件									(備考)	
工事										
			一般競争			3件				
	公募型及び工事 希望型指名競争									
		通常指名競争				_				
	随意契約				_					
	トルタント業務									
			一般	競争			_			
		プロ	ポー	ザルフ	方式		_			
			随意	契約			_			
				総	件数		3件			
	意見·質問									
				意	見・質	問			回答	
委員からの 問及びそれ 回答等	の意見・質れに対する	別紙	のとお		見・質	問			回答 別紙のとおり	

(別紙) 意 見・質 口 (抽出案件について) 1 水戸地家簡裁庁舎受変電設備等改修工 事 |※ 本件は,受変電設備及び電力貯蔵設備の 改修工事で, 低入札となった案件 ・予定価格を積算する際に、メーカーから見・見積書の聴取は既存メーカーだけではな |積書を徴取して査定率を算出しているとい|く,3者から徴取して,その後,電話等でヒ うことであるが, 既存のメーカーに対して見アリングを行い, 各メーカーの実勢価格を聴 積もりを依頼するのか、違うメーカーに対し取して査定率を算出している。 ても依頼するのか。 ・見積書を徴取した3者間において,金額に・本件においては,3者間に大幅な違いはな 大幅な違いはあるのか。また,採用される見く,一番安価な見積書を採用した。 積書は、どのように決められるのか。 ・労務費について、適正な賃金が支払われて ・低入札価格ヒアリングにおいて、労務費単 いることは確認しているのか。 うか確認している。 ・予定価格を積算する際に、恒常的な取引関・公共工事の単価は決められているので、低

- |難しいと思われ,低入札価格の業者に対して|問題は生じない。 は、特別重点調査による低入札価格ヒアリン グにおいて適正な施工の確保が確認できる と思うが, 他方, 低入札価格の案件が増えた 場合,裁判所の予算が減額されるようなこと にはならないのか。
- ・ 著しく価格の低い低入札案件については、 適正な施工の確保が重要だと思われるので, 工事監理に重点を置く必要があると思う。
- 2 山形地裁あかねヶ丘宿舎改修工事
- ※ 本件は、屋上防水改修及び外部改修等の 工事で、1者入札となった案件

- 価等に関する資料を提出させ, 適正価格かど
- |係における業者の割引率を考慮することは||入札価格の案件が増えたとしても予算上の

## 問 見・質

口

- ・裁判所においては,業者が入札に参加しや・平成29年度補正予算案件の執行や本件よ すくするために早期発注を心掛けているとりも降雪量が多い地域の案件を優先しなけ いうことであるが,本件は6月に入札公告をればならない事情から,6月に入札公告を行 行っており、早期発注をしなかった理由はなうことになった。 ぜか。
- |いのであるから、工期をもっと短くすること|め、工期を2月28日までと設定した。 はできなかったのか。
- ・本件は、工期末が2月28日であるが、屋・本件は屋外の改修工事だけではなく、建物 上防水改修や外壁改修は雪が降れば行えな|内部の全面的な改修工事も含まれているた
- ・入札に参加しなかった業者は、どのような・電話でヒアリングを行った結果、配置予定 事情であったか。
  - 技術者が不足しているためとの説明であっ た。
- 大阪高地簡裁庁舎本館耐震改修工事
- ※ 本件は、契約締結後、評価値の算出方法 に誤りがあることが判明した案件
- ・評価値が最も高い業者ではないA社と契約・本件は、A社と契約を締結してから評価値 を解除して,本来の落札者であるB社と契約の算出方法に誤りがあることが判明した期 を締結したということになるとA社に損害間が短かったため,A社の工事着手の程度が 金を支払うこととなり, 損害の範囲はA社が少ない事案であったが, A社との契約を維持 準備に要した費用になると思われるが, A社|してB社から損害金を請求された場合には, てきた場合には、逸失利益なども含まれ賠償と思う。 の範囲の特定が難しいと思うが,発注者側で 検討はしたのか。
- との契約を維持してB社が損害金を請求し逸失利益を含め高額な損害金を請求された
- ・A社と契約を維持してB社から逸失利益を 請求された場合,全額認められるか分からな いが,本来の落札者であるB社と契約を締結 する必要はあったと思う。
- ・評価点の算出方法をルーティンワーク的に →計算表は従前からエクセルで作成されたも 行ってしまうと間違いを起こしやすく,再発のを使用しているが,正しい関数が入力され |防止策を検討していただければと思うが,評|ているか再度チェックを行い,現在は正しい 価点の計算をするに当たり,システム的にチ関数が入力された計算表を使用している。

意見・質問	回 答
ェック機能が働く計算表を作成することは 可能か。	
・費用と効果を考慮する必要はあるが、簡単 に計算式が崩れない計算表を使用すること も必要かと思う。	
・本件はA社と契約を締結してから発覚する までの期間が短かったため,比較的解決しや	